

# 三軒協定制度を活用して イルミネーション 始めてみませんか！

☆三軒協定制度とは・・・

隣り合った三軒以上の人たちが植栽や花壇づくり、イルミネーションの設置などの景観づくりを協力して行う協定を結び、それを市が認定した場合、その景観づくりにかかる費用の一部を補助する制度です！

☆補助対象・・・

花、苗木等の植栽、イルミネーション用の電飾、ガーデンング用具など、景観づくりに寄与する様々なものの費用が補助対象となります！

☆補助制度・・・

補助の限度額の範囲内で費用の1/2を補助します。  
詳しくはお問い合わせください！



イルミネーションや植栽の場合  
1地区で最高10万円の  
補助金3年間支給！！

クリスマスに合わせてイルミネーションを設置しています！



花や苗木等の植栽  
にも支給します！



置物にも支給  
します！



\*マンションやアパートなどの隣り合った3住戸での利用も可能です！

\*住宅だけでなく、お店や事務所などでもご活用いただけます！

\*外壁塗装（補助限度額1地区1回50万円）や門・柵など（補助限度額1地区1回30万円）の工事に対しても三軒協定の補助金制度があります！

○ご興味のある方は、下記へご連絡ください！直接ご説明いたします！



【お問い合わせ先】

〒 335-8588 戸田市上戸田1-18-1

戸田市役所 都市計画課 都市景観担当

☎ 048-441-1800（内線320）

